

社会福祉法人 宮内中央福祉会 理事・監事 役員等名簿

令和7年6月現在

	役 職	氏 名	郵便番号	住 所	生年月日	現就任年月日	代表権 の有無	電 話	携 帯	職 業
1	理事長	今村 泉				平成24年4月12日	有			
2	理事	星野 恭徳				平成26年8月4日	無			
3	理事	澁谷 正紀				平成27年5月27日	無			
4	理事	佐藤 俊英				平成30年6月26日	無			
5	理事	滝沢 光宏				令和7年6月20日	無			
6	理事	浅井 泰子				令和4年6月16日	無			
7	監事	田中 賢吉				平成25年9月21日	無			
8	監事	吉田 晃				令和2年6月18日	無			

社会福祉法人 宮内中央福祉会 評議員名簿

令和7年6月現在

	氏 名	〒	住 所	生年月日	TEL	携 帯
1	中島 美代子					
2	齋藤 裕					
3	野口 実					
4	小黒 冬樹					
5	楠田 浩					
6	柳田 信子					
7	野口 繁樹					
8	市村 二三代					

社会福祉法人宮内中央福祉会 役員費用弁償規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人宮内中央福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の費用弁償等について定めたものとする。

（業務の種類）

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- （1）理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席
- （2）監事による定期又は臨時監査
- （3）行政機関による監査の立会
- （4）役員の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- （5）その他理事長が必要と認めた業務

（費用弁償）

第3条 前条の（1）から（3）の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

区 分	1日当たりの額
住所地が長岡市内にある者	5,000円
その他の者	6,000円

2 前条の（4）（5）の場合は、費用弁償として「社会福祉法人宮内中央福祉会旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。

旅費は、原則として役員等の住所地を起点として計算する。但し、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として、「社会福祉法人宮内中央福祉会旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

（適用除外）

第4条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、第2条の（1）から（3）の業務の場合は、この規程は適用しない

（雑則）

第5条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附則

1、この規程は、平成29年4月1日から施行する。